

# 平和への祈り

～若者たちの遺品から～



軍人は、軍隊団結の象徴や識別などを目的に、軍服の着用を義務付けられていました。また所属部署や階級などを明示させるため、各軍（陸軍・海軍）、階級（将校・兵士など）、兵科（歩兵・騎兵・砲兵・工兵など）、などによって区分されました。服装の種類やそれぞれの着用方法には規則があり、水筒やかばんなどの持ち方も決まっていた。



①軍衣 ①には、階級を示す襟章がとりつけられていた跡があります。①-2の左側の切れ目は軍刀を装着した際に裾が捲くれあがらないようにするためのものです。



②軍靴 頑丈に作られた軍隊用の靴。②の長靴（主に乗馬用）のほか、半長靴・短靴などがあります。

③軍帽 軍人の制帽。③の中央には『星章』があります。『星章』は、旧陸軍で用いられたもので、肩章や襟章の星章は、その数が階級を示していました。



④勲六等旭日賞（左）・功五級金鷄勲章（右）左は、国家または公共に対し勲跡のあるものに、右は戦功のあった軍人・軍属に与えられた勲章。（右は昭和22年廃止）勲章は、正装・礼装時に装着することになっていました。

⑤の勲記には、今回の戦争の功によって、④の二つの勲章を授けると記されています。受賞の日付は、受賞者が戦死した日の四日後です。戦死により、これらの勲章が与えられ、階級も『中尉』から『大尉』に進級しています。



⑥軍隊手帳 旧日本軍の下士官・兵に交付された手帳で軍人としての身分証明書と履歴書を兼ねていて、軍人としての心構えなども記載されていました。⑥-2は勅諭(天皇のお言葉)で、『軍人精神を鍛錬し』といったことが記されています。⑥-3には、所属部隊・兵科・階級・本籍地・住所・氏名・生年月日が書かれています。



手紙は、出征によって離れ離れになった家族を結ぶ唯一の手段であり、その手紙から当時の人々の思いが伝わってきます。しかし、そのやりとりは軍事郵便に限られ、通信の内容は検閲を受けたため、手紙に書くことのできない真実がありました。上の赤印の箇所には『軍事郵便』の印刷と『検閲済』の印があります。

⑦軍事郵便の絵はがきと封筒（未使用） 絵はがき・封筒・便箋の発行元は、陸軍省など軍関係機関でした。左の絵はがきには、中国・杭州の風景が描かれていて、杭州の地が日本軍の占領地であったことがうかがえます。

⑧出立前夜に父に宛てた手紙 別れる父の暗い顔を見たくないという気持ちを伝える内容です。

⑨戦地から送られた手紙1（昭和15年10月8日に届いた手紙） ⑨-2は、⑨を折りたたんだもので、ちょうどはがきの大きさになります。手紙には、父親が送った荷物へのお礼や暴風被害を察していることなどが書かれています。

⑩戦地から送られた手紙2（昭和20年1月24日に届いた手紙） 戦局が厳しいことは記載されていませんが、「自分が無事であることを考えないでください」など、文章から死を予感していることが伝わってきます。

今回ご紹介した資料は全て、今年6月に鹿児島市喜入町の内木場様より寄贈いただいたものです。役場庁舎ロビーでは、関連資料を展示しておりますので、ぜひお越しください。

～資料にふれる中で、戦争の時代を生きた人々が身近に感じられるようになり、そして改めて平和の尊さを感じる事ができました～

大崎町教育委員会 古田